

有害鳥獣の駆除を実施しています

問 農林課 振興係 ☎75-4825



多久市では、イノシシなどによる農作物被害防止のため、猟友会に委託し、有害鳥獣の駆除を行っています。駆除期間と市内一斉駆除の日程は次のとおりです。

※伝書鳩など飼養されている人は、市内一斉駆除日には放さないでください

- 駆除対象** イノシシ、カラス、ドバト、アナグマ、アライグマ
- 駆除期間** 10月31日(日)まで
- 市内一斉駆除日（主にカラス）**

- 方法** 銃器、捕獲おり、わなによる捕獲
- 区域** 市内一円(官行造林、鳥獣保護区、禁猟区、公道を除く)
- 注意** 万が一の事故を防ぐため、山菜採りやハイキングなどで野山に入るときは、目立つ服装でラジオを鳴らすなどして、周囲に分かるように心掛けてください。

| 地 区 | 日 程 | 時 間 |
|--------|------------|-------------|
| 納所地区のみ | 5月16日、23日 | 6時～9時 |
| 全 域 | 6月20日 | 5時30分～8時30分 |
| | 7月25日 | 6時～9時 |
| | 8月22日 | |
| | 9月26日 | |
| | 10月10日、17日 | 6時30分～9時 |

※すべて日曜日に実施



お知らせ

軽自動車税(種別割)の減免には申請が必要です



問 税務課 市民税係 ☎75-2126

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳をお持ちの人が所有する軽自動車などのうち、一定の要件を満たす場合、軽自動車税(種別割)の減免が受けられます。

■**申請の期限** 5月31日(月)

◆減免の要件

- ①身体障害者などが自ら所有し、運転するもの
- ②身体障害者などが家族所有の車両を運転するもの
- ③身体障害者などの通院などのために身体障害者などと同一生計の人が運転するもの
- ④身体障害者などのみで構成される世帯の身体障害者などを常時介護する人が運転するもの

※②③④は、通院などの期間・回数が条件を満たす場合に対象となります

※普通自動車の減免および、福祉タクシー利用券との重複、軽自動車2台以上の減免はできません

障害の程度(等級)により、減免の可否が異なります。くわしくは、班回覧の「軽自動車税(種別割)減免のお知らせ」をご覧ください。

みんなで多久市をきれいにしよう!

5月30日(日)は県内一斉「ふるさと美化活動」の日

問 市民生活課 生活環境係 ☎75-6117

昨年の県内一斉「ふるさと美化活動」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となりましたが、各自治会のみなさんのご協力により、地区主催で感染対策を実施しながら、熱心に活動していただきました。ごみの清掃などの美化活動は、環境を守るために、みんなでできる身近な活動です。ぜひ、各地区の美化活動にご参加ください。

